新サービス貿易協定(TiSA: Trade in Services Agreement)交渉

1. サービス貿易の概要

(1)サービス貿易とは?

→ モノ以外のすべての貿易が対象となりうる。
金融, 電気通信, 流通, 運送, 建設, 教育, 観光など広範。

(2)サービス貿易の今日的特徴

●経済のサービス化

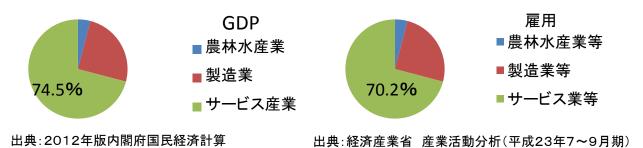
(我が国を含む先進国では,サービス産業がGDP及び雇用の6~7割を占めるまで成長) ●サービスの国際化・高度化

(インターネット等の技術革新・発展,国境を越えた取引の飛躍的拡大等が背景)

(3)これまでの経緯

●戦後、モノに関するルール(GATT)はあったが、サービスに関するルールはなかった。
 ●ウルグアイ・ラウンド交渉(1986-94年)の結果、1995年、WTOの発足と共にサービス貿易に関する一般協定(GATS)が発効。これは、サービス貿易に関する初めての多国間協定。

(参考)我が国のサービス産業の規模



新サービス貿易協定(TiSA: Trade in Services Agreement)交渉

2. TiSAの概要・経緯

(1)昨年来,有志国*によるサービス貿易自由化に関する議論が継続的に行われてきた。 現在,本格的な交渉段階に移っている。内容の詳細を加速度的に固めつつ,可能な限 り早期の妥結を目指す。

※現在,日,米,EU,豪州,カナダ,韓国,香港,台湾,パキスタン,イスラエル,トルコ,メキシコ,チリ,コロンビア, ペルー,コスタリカ,パナマ,パラグアイ,NZ,ノルウェー,スイス及びアイスランドの22カ国・地域が参加(EU各国 を含めると48か国・地域)。

(2)交渉では、現行GATS協定以上のサービス貿易分野の自由化、及び各国によるFTA の成果[※]を取り入れた21世紀にふさわしい先進的な新協定の策定を目指す。 ※我が国の締結済みもしくは交渉中全ての EPA/FTAにおいても、サービス貿易を対象としている。

3. 交渉参加の意義

- (1)GATS発効から18年が経過しており、サービス貿易の実状に合った多国間のルール 改定が必要。経済大国である我が国にとってサービス貿易は「攻め」の分野であり、こ の改定作業に積極的に参画することは重要。
- (2)我が国の<u>成長戦略として</u>,諸外国の規制緩和等の自由化を通じ<u>我が国サービス産業</u> <u>の海外展開を促進する</u>とともに,<u>我が国消費者の利益の向上</u>により,<u>我が国経済の強</u> <u>化に資することをめざす</u>。